

保護者 様

平成24年4月1日よりインフルエンザに感染した児童生徒の、法律の規定による出席停止期間が改正されました。この間は休んでも欠席日数にはなりません。インフルエンザは発症した後+5日を経過し、解熱した（平熱に下がった）後+2日を経過するまでが出席停止の期間です。（病状により学校医その他の医師において認められた時はこの限りではない。）また、登校するにあたって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示に従ってください。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

長野県長野工業高等学校長

治 癒 報 告 書

長野県長野工業高等学校長 様

科 年 番

生徒氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾 患 名	インフルエンザ
発症日（インフルエンザ症状が出た日）	年 月 日
体温が平熱になった日	月 日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	月 日
医師より療養が必要とされた期間	月 日まで

平成 年 月 日

保護者氏名

印